

○登記済証（権利証）は、廃止されたのですか？

（情報番号 1 3 3 0 全 1 頁）

登記済証（権利証）とは、登記が完了した際に登記所から買主等の登記名義人に交付する書面であって、その後、その登記名義人が登記を申請する場合において、本人を確認するために登記所に提出しなければならないとされている登記手続固有の本人確認手段です。

しかし、この登記済証（権利証）は、書面のままでは、オンラインにより登記所に提供することも、登記所から通知することもできず、オンライン申請の導入と両立し得ません。そこで、登記済証に代わる本人確認情報手段として、オンライン申請においても利用可能な登記識別情報の制度が導入されました。

なお、登記済証には登記が完了したことを証明する機能もありましたが、この機能を代替するものとして、登記完了証が交付されます。